

議案第90号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例(平成2年つくば市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)を用いて、当市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録証明書の交付申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第17条第1項中「による申請」の次に「(第14条第2項の規定によるものを除く。)」を加え、同条第2項中「又は印鑑登録証の交付若しくは再交付」を「、印鑑登録証

の交付若しくは再交付又は登録の廃止」に改める。

第18条の見出しを「(手数料等)」に改め、同条第1項中「際」の次に「(第14条第2項に規定する場合にあっては、申請の際)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 印鑑登録証明書の送付を求めた場合における当該送付に要する費用は、当該送付を求めた者の負担とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

印鑑登録証明書の交付申請において、オンライン上で手続を完結できるスマート申請を導入するため、この条例案を提出するものである。

第18条 第7条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第9条第2項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第1項若しくは第15条の2の規定による印鑑登録証明書^の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際（第14条第2項に規定する場合にあっては、申請の際）に納付しなければならない。

(略)

2 (略)

3 印鑑登録証明書の送付を求めた場合における当該送付に要する費用は、当該送付を求めた者の負担とする。

第19条 (以下略)

第18条 第7条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第9条第2項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第1項若しくは第15条の2の規定による印鑑登録証明書^の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際_____に納付しなければならない。

(略)

2 (略)

第19条 (以下略)